

国語教育の理論的考察

—「国語科教育法」授業実践をとおして—

江 端 義 夫

(1975年9月20日受理)

目 次

- はじめに
- 一 美しい日本語
- 二 社会生活言語総体の分類
- 三 「わが心の憲法」起草
- 四 「私の 国語教科書」
- おわりに

○ はじめに

私は、国語教育の一実践者として、主としては、方言研究に身を置く者として、私なりの立場で、国語教育の理論的考察に従いたい。

私は、国語教育には、国語の心理的社会的法則を教育する面と、世界観や人生観を構築すべき思想力を教育する面とがあると考え。本稿で、私は、主として、その後者について、考察したい。思想力とは、借りものではない、自立思想を創造する能力のことである。

私は、将来、国語教育にしたがうことを志望する学生らとともに、「国語科教育法」授業にたずさわり、理想的な国語教育の探求につとめている。

以下の記述は、昭和50年1月から2月までの約1カ月間、4回の授業活動を取りあげている。私といっしょに学究したのは、広島大学教育学部高等学校教員養成課程の副専攻教科「国語」の学生七名である。授業は、前の週に出された課題について、全員が、自分の意見を発表し、討論考究するかたちでおこなわれた。

一 美しい日本語

私どもは、すべての人間的行動に、日本語の美しさを求めたい。この願望は普遍的な価値を持つ。

〈美しい日本語とはなにか。〉これを、私どもの、ここにとりあげた授業の最初の課題にしたのである。

討究は、以下に行なわれた。まず、指名された一学生が発言した。

(学生 In)

○注1) 美しいことばは、人の心がこもった、生きたことばだと思う。

○どんなにわずかなことばでも、人の心がこもっていることが大切だと思う。

この学生の意見をうけて、私は、次のように述べた。

△注2) 美しいことばというのは、言う人の誠心誠意が、相手への思いやり・愛として、生かされているものでしょう。

暫時の後、一学生が発言し、私がそれに応じた。

(学生 It)

○わかりやすいことばは、いい。むつかしいことばだけが、価値があるとは言えない。

△ゆたかな言語生活のために、わかりやすさに、美を見出そうというわけですね。

「わかりやすさ」の意味について、次の発言があった。

(学生 Sw)

○精選されたことばは、美しい。素材をぶっつけていくのは、相手にかえて迷惑なのではないでしょうか。ことばは、選択され、精選されたものであるべきです。

機械的精選にならないようにと、私は、次のように述べた。

△表現されたものは、すでに、心の網で精選されたものです。精選されたことばに、人間的深さがうかがえなくては、美しいことばとは言えません。人間的深さ・品格が要求されましょう。

すぐに続いて、興味深い意見が、出された。

(学生 O)

○私にとって、美しいことばというのは、“足らずまえ”のことばです。ペラペラと話すことばに、美しさは無いのではないかと思います。

この意見については、反論が予想された。私は、注釈をするだけにとどめた。

△いわゆる簡潔の美を旨としたのですね。冗舌や、

乱調に美があるのではなくて、言い足りないところに、余韻を感じさせる美があるとされた。しかし、言い足りないのは、不親切ではありませんね。足らずまえば、あいまいに通じると解した反論は、こうである。

(学生 St)

○お茶の精神は、あいまいで、外国人に説明できにくい。また、芭蕉の求めた芸道「わび」「さび」「かるみ」も、外国人には、説明できない。説明できないのは、わかってはいないということではないでしょうか。何が美しいか。日本語のばあい、相手のことを言うのに、「きみ・おまえ・あなた」などと、一つのことでも、さまざまに広く言えるここに美しさがあるのではないのでしょうか。

このやりとりは、対照的で、興味深かった。私は、次のように発言した。

△あなたは、ことばの多様さ、豊かさ、華麗さに、美を見出したのですね。あなたのは、凝縮の美に対して、絢爛の美の方でしょう。

最後の学生が、次の意見を出した。

(学生 U)

○美しい日本語とは、流れのある美だと私は思います。流暢を排して、簡潔を尊ぶ気持もわかるけれど、トツツとしたのを良いとする意見には、反対です。柿本人麿の歌を批評して、ある先生が、「内容のある単純さ」だと言われました。私も、それがことばの美しさだと思います。

そこで、私は次のようにまとめた。

1. 論旨明快なこと
2. 人間的まことのうかがえること
3. 簡潔
4. むりのない調和
5. 余情
6. 品格の正しさ
7. 流れ
8. 華麗
9. 新鮮

これらの9要件を、できるだけ豊かに包有している日本語が、美しい日本語とされよう。

以上で、私どもは、国語美観、国語観についての討論考究を終えた。

二 社会生活言語総体の分類

今日の複雑な社会構造は、必然的に、言語の複雑さとなって具現しているはずである。

国語の教育を、ただに、ことばの読み書き能力の教育だけに；終始させてはなるまい。動きつつある現代社会で、生動的構造体の中の一個人である自分を、言語面で発見させることが、自己形成のために、とりわけ大切なのではないだろうか。

言語は、個人的所産であるとともに、社会的所産または、社会的制約でもある。個人が言語を生かしうるのは、社会現実があつてのことである。ことばが、個人と社会との相関によるものであることを、自分なりの視点を通して見究めることが、歴史的現実社会における自己発見のために、最良の方法と考えられる。

〈社会生活言語総体の分類〉という課題は、学生らにとって、手の施しようのないものであった。この課題に答えてきた者は、皆無であった。私は、この課題討究のための時限を、ひとりじめにしなければならなかった。以下に、私の試行を記す。

1. 方処性に注目した分類

人は、地理的空間に、生を得た、歴史的存在である。たとえば、彼は広島の人、彼女は宮崎の人という時、各人に、ことばの上で特色が見られるからにはかならない。正に、地理的環境に即した生活のことばが、個人の思想や人となりを決めているのである。方処的な発想法の相違が認められ、時に、県民性が常識的にも実感されている実情は無視できない。たとえば、「都道府県別の生活言語」を考え、それを国語教育での一つの踏み台にすることは、興味あることである。

北海道の生活言語

青森県の生活言語

秋田県の生活言語

⋮

沖縄県の生活言語

私どもは、方言に国語を見る。方言こそ国語である。生活のことばが国語そのものである。

2. 位相に注目した分類

言語は、主体や場面などの位相によって、姿を異にする。職業差による言語の差は、一つの位相差である。電話帳の職業別索引は、平凡ではあるが、職業位相を分類した一例である。

昭和50年のには、次のように記されている。

A 家庭生活関係

- (1) 医療・保健・医薬品
- (2) タクシー・バス・鉄道・航空
- (3) 通信・報道

- (4) 電気・ガス・燃料
- (5) 金融・保険・証券・不動産
- (6) 娯楽・スポーツ・趣味
- (7) 旅館・観光・料理飲食
- (8) サービス業・自由業
- (9) 食料品
- (10) 衣料品・寝具類・繊維製品
- (11) 家具・建具・装飾
- (12) 事務用品・書籍
- (13) 日用品・身のまわり品・工芸品
- (14) 百貨店・マーケット
- (15) 宗教・葬祭・組合・団体
- (16) 学校・教育・社会・文化施設
- (17) 官公署
 - B 産業関係
- (18) 印刷
- (19) 運輸・運輸サービス業
- (20) 金属工業・金属製品・鋳業
- (21) 機械工業・器具・部分品
- (22) 食品工業・加工食品
- (23) 化学工業・化学製品・ゴム
- (24) 建設工事業・工事材料・設計・測量
- (25) 繊維工業・繊維製品
- (26) 木材・竹材
- (27) 紙・パルプ
- (28) 貿易・商事会社
- (29) 農林・畜産・漁業・園芸

私どもが、ある一日に、どの業種相の人々と会話をし、どんな表現をしたか、その言語生活を克明に記録してみたとする。この試みは社会的存在としての自己の発見のために、有益である。

この試みで最も大事なことは、自分と社会との関係が領得できることである。ことばの依存関係が、人間の社会的生存の依存関係と照応していることが、理解されるであろう。

3. 現代用語の基礎知識での分類

いかなる個人も、時代社会の落し子である。我々現代人には、現代なりの社会的歴史的な要求が課せられている。それは、国語教育においても無視できないものである。言語生活の未来を考える立場で、現代語のありようを直視しなければならない。

『現代用語の基礎知識』（自由国民社版 1975）は、私どもに、「現代語」という時代語の主要なものの分類の一方法を示している。

- A 日本の経済大国としての運命を予測する用語

- (1) アメリカ的生活様式を理解する用語
- (2) 激動期の青年の三つの顔の用語
- (3) 地方自治体首長をどう理解すべきか
 - B 時事問題を理解する用語
- (1) 日本政治用語
- (2) 日本外交用語
- (3) 日本経済用語
 - (中略)
- (17) 都市交通用語
- (18) 公害環境用語
 - C 国際問題を理解する用語
- (1) 世界政治用語
- (2) 世界経済用語
- (3) 国際通貨金融用語
- (4) 軍事問題用語
- (5) 国際法用語
 - (中略)
- (12) 社会主義用語
- (13) 共産主義用語
 - D 現代の学芸を理解する用語
- (1) 哲学用語
- (2) 宗教用語
 - (中略)
- (12) 音楽用語
- (13) 演劇用語
 - E 現代の科学を理解する用語
- (1) 情報化社会用語
- (2) 電子計算機用語
 - (中略)
- (16) 数学用語
- (17) 単位用語
 - F 現代の生活を理解する用語
- (1) 時代感覚用語
- (2) 各年別風俗用語
- (3) 性問題用語
 - (中略)
- (22) ファッション用語
- (23) 美容用語
 - G マスコミに出る外来語・略語

4. 言語の様相に注目した分類

ことばの機能を、身体部位との関係でとらえ、生活言語を次のように分類することができる。

- A 話す生活言語 —— 口
- B 聞く生活言語 —— 耳
- C 書く生活言語 —— 手
- D 読む生活言語 —— 目

E 触れる生活言語——手足

この分類は、言語生活の全般をとらえている。しかし、「社会性」や「現実性」は、この分類からは出てきにくい。

5. 論理性に注目した分類

文章を、文学的文章と非文学的文章とに二分類する考え方がある。非文学的文章というものの中に、いわゆる生活文とか、いわゆる記録文とかが分属されることがある。これは従来の「文学」観が狭小すぎたものの弊害といえよう。私は、国語教育の場において、「文学的」の語は、いましばらく、不用とした方がいいと考える。国語生活者の最大多数が、円滑な言語生活を展開するためには、

- { 論理的な文章
- { 論理的でない文章

という分類が適切だろう。

したがって、「話す・聞く・書く・読む」の生活に及んで、社会生活言語総体を、この視点で見分けていけばよい。

社会生活言語総体の分類は、視点によってさまざまに行なわれうる。その視点によるということは、「目的」によるということである。明確な目的があれば、おのずから視点は定まる。その目的は、確たる「哲学」の基礎づけが必然に産み出さなければならない。



上のモデルの提出が、この時限のまとめとなった。

三 「わが心の憲法」起草

国語教育は、自立思想の確立をめざすことでなければならぬと思う。自立思想の確立は、自らに問い、自らを鍛え、自らにすがっていかうとする自己完結性を問題としている。自らに問う内容は、唯一つ、宇宙的自己の探求ということでなくてはならない。

〈「わが心の憲法」の起草〉という課題は、岩波文庫『世界憲法集』などを参考にして、自分の試案を考えてくるということであった。

1. 「わが心の憲法」起草の目的

「わが心の憲法」起草の目的を、私は、プリントして配布した。それは次のとおりである。

- (a) 思索の視点を、北極星あたりに置いてみよう。
- (b) 個としての月があり、地球が見える。それぞれが、自立体である。地球上に諸国がある。その国々は、個性体としての独自の憲法を持っている。その中の一つに、日本国がある。

- (c) 国に憲法があるのならば、個々人にも、独自の憲法があつてしかなるべきではないか。

本質的に、一人の人間として、その個性が尊重されるならば、独創を生ましむるべき思想を建設するための、心の憲法を、湧出すべきである。

きのうの自分との比較を忘れず、習慣の奴隷にならないために、私は、これを着想した。

- (d) 国語教育にかぎらないことではあるが、教育は学習者が、深くものごと感動し、豊かな人格を育成してくれることを期して行なわれる。

2. 「わが心の憲法」大綱

本課題に答えた学生は、いなかった。私は、私自身の試案を発表した。それは次のとおりである。

第一部 <基本原理>

- 1章 「人間」についての私の考えと規律
- 2章 歴史と社会における私の役割
- 3章 「愛」についての私の考えと倫理
- 4章 「学問」についての私の考えと生活
- 5章 「真偽善悪美醜」などの価値についての私の考え

6章 人生観と規律

7章 文芸文化観

第二部 <国際人としての私の権利および義務>

- 1章 国際人的関係
- 2章 倫理的社会的関係
- 3章 経済的關係
- 4章 政治的關係
- 5章 文化的關係

第三部 <人類永存のために>

以上のように、私は、「イタリア共和国憲法」(『世界憲法集』より 1947刊 岩波文庫)の記述内容に導かれて、体系をうちたてた。

本質的に、人間は自由でなくてはならない。その自由も、社会的共存を可能にする自由でなくてはならない。独創と規律とが、共存しなくてはならないことを識得することは、人類永存のために不可欠であろう。

さきに私どもは、普遍的命題である「美しい日本語」を欣求した。この命題の欣求は、個々人の社会的歴史的存在の仕方と相異なるので、社会生活言語総体の分類を試みた。そして、その分類視点は、世界観や人生観に即して認められるので、世界観や人生観を体系的

に、「わが心の憲法」として記述した。「わが心の憲法」起草によって、各々の自立思想にもとづいた、個々人の国語教科書製作活動が、ここに、おのずから展開することになった。

四 「私の国語教科書」

終生、肌身離さず持っていたくなるような国語教科書をつくりたい。それは、自立思想を育てる国語教育にふさわしい教科書のはずである。私どもはそんなことを考えた。

〈私はこんな国語教科書をつくりたい。〉というのが、最後の授業の課題であった。その国語教科書は、中学校または高等学校のものである。

まず、理想とする国語教科書の趣旨を発表した。

一例として、私が発表したのは、すじが通り、人間を見透している教科書であった。そして、生きた国語現実として会話形式を選び、これをいかようにも展開せしめて、一冊の教科書をつくることのできるとした。

ついで、学生らは、次のような内容の発表をした。

(学生St)

- ヒューマニズムで貫く。「生きる」ことを考えさせたい。
- 夢をもたせ、自然に眼を向けさせたい。
- 生徒中心の、意見を述べあい、話しあう授業にしたい。教科書は、あくまで参考資料とする。
- 創作意欲を高めるものにしたい。

(学生O)

- 愛をテーマにした国語の教科書をつくりたい。全てのものを包括してしまう豊かさそのもの、愛の心があってこそ、豊かな国語も育っていくのではないだろうか。

(学生It)

- 一人の人物が、いかに生きたかを、ものすごく細かく、とらえてみたい。他人と共存しなければならぬ「悲しいさが」、人間と人間とのかわりあいを見つめたい。
- 生徒も、先生も、教科書をもたない。

(学生U)

- かたよった考え方では、高校の教科書には、なりえないのではないだろうか。出発点とした所は、文部省に取り上げられなかった部分に光をあてることです。
- 公害教育——国語でとりあげられうるものをとりあげたい。

性教育——恋愛をとりあげる。

同和教育——「破戒」などをとりあげる。

国語教育——方言の諸問題をとりあげる。

特別活動になっているこれらを、国語教育の中でもとりあげていく。現実には、ことばが、生徒に生き生きしたものになるようにさせたい。

〈自己をとりまく社会の流動〉 〈主体毎に自己のゆくべき道を考える〉 〈私の日本国憲法〉

〈私の社会の創造〉これらを大前提として、私は、国語教育を現実と密着させたい。

(学生K)

- 国語を、芸術として見ていきたい。
- 創作する力、表現する力、感受性などを養う。
- 教科書は、文学のジャンルを網羅して、「表現する力」を養うための参考になるものとしたい。

(学生In)

- 教科書をつくらない。
- 「話す・聞く」をやめて、「書く・読む」を教えていく。
- ゼミナール形式で、グループをつくり、テーマを決める。討論と発表。
- 読書指導に力を入れる。

(学生Sw)

- “自分の生き方をたしかにする”教科書をつくりたい。
- 同世代の同年令の人の書いたものを読むことにより、同感したり批判したりして、自分の生き方を考える。

つぎに、前に掲げたような、それぞれの趣旨にもとづいて、初めて試作された「私の国語教科書」が、レポートとして提出された。興味深い労作があった。教科書のいっさいについて、疑うとか、改めるべきだとか考えることなどせず、まして、教科書をつくってみることなど、思いだにできなかった学生らが、以下に若干紹介するような、新機軸を出した。次に三学生の「私の国語教科書」の目次を掲げる。

(学生O)

主題「愛」

○愛 その一

「仁・東洋の愛の思想」……今道友信著「愛について」

○愛 その二

「星の王子さま」 サン・テグジュペリ著

○愛 その三

「チャムレイの生涯」 グレル著・浦松佐美太郎訳

○愛 その四

「あいさつ」 ドニーズ・ジャレ著・嶋岡晨訳

○愛 その五

「ほんとうの愛」……推名麟三著「私の聖書物語」

○愛 その六

「ほんとうの愛のかたち」……三浦綾子著「愛すること信ずること」

○愛 その七

「読者からの手紙について」……庄司燕著「バクの劍主をめざして」

愛を七分類し、それぞれの段階でふさわしい作品を選んでいる。これだけでは決して、「愛」をとりあつかうに十分なものにはなっていないが、私は、ここに至るまでの思索過程を厚く思う。

(学生It)

主題「他人と共存せざるをえない悲しいさが——人生の徴視」

「太宰治」

○生涯……増一雄・野原一夫著「愛と苦悩の人生」

○年譜……「太宰治集」より

○道化……奥野健男著「太宰治論」より

○苦悩の旗手太宰治・杉森久英著「苦悩の旗手太宰治」

○終末の予見者太宰治研究・菊田義孝著「終末の予見者太宰治研究」

○太宰治研究参考資料

(学生U)

主題「現実に根ざした問題意識をもつ教材。文部省検定教科書にとりあげられなかった部分を照射。」

○「李家荘の変遷」 趙樹理著・小野忍訳

○「檸檬」 梶井基次郎著

○「芽むしり仔撃ち」 大江健三郎著

○「火垂子の墓」 野坂昭如著

○「日本アパッチ族」 小松左京著

○「お伽草子」 太宰治著

○「万葉集」相聞歌

○「サンダカン八番娼館」 山崎朋子著

○「破戒」 島崎藤村著

○「苦海浄土」「わが水俣病」 石牟礼道子著

これは、現代社会への鮮明な問題意識が光っていて、高校生徒が、慣しむやすかろう。

以上、三学生の「私の国語教科書」をとりあげた。三人には、それぞれ明確な趣意があった。「愛」,

一人の生涯」, 「即現実社会問題意識」が、それである。提出された「私の国語教科書」を見るにつけて、私は、4課題をとおして、「国語科教育法」授業を实践したことで、彼らに、展望的で意欲的な視野を与えることができた、確信したのである。

○ おわりに

私は、国語の教育は、国語(日本語)の知識を教育することを基礎としつつも、国語を通して、世界観や人生観などの自立思想を、個々人が構築しうべく教育してゆく科学だと考えるのである。

かつて、私は、論理的思考力を育てる国語教育注3)と、ことばを見つめさせる国語教育注4))について、少しく、国語教育の理念を展開した。

私は、いま、しきりに、国語教育または国語科教育の思想と体系とを探索している。方言に生きる人々の心から、それを汲みたいと考えている。本稿は、探求過程での一発表である。諸先学の御批評をたまわって、成長していきたいと、念じています。

注1) ○印の記号は、学生の発言であることを意味する。

注2) △印の記号は、筆者の発言であることを意味する。

注3) 拙稿“古典文学作品の「文法読み」——論理的思考の国語教育——”(尾道短期大学紀要22, 昭和48)

注4) 拙稿“ことばを見つめさせる国語教育——「土左日記」の解釈をとおして——”(「国語教育研究」21, 昭和50)

本稿の執筆にあたって、恩師藤原与一先生から、ご教示をいただくことができました。厚く御礼申し上げます。

The Theoretical Study on the Education of the Japanese Language

Yoshio Ebata

The education of the Japanese language has two aspects: that is, one that rules of psychological and social phenomena of the Japanese language are taught, and the other that an ability of constructing a systematic idea establishing the conception of the world are trained.

In this paper I followed mainly the study of the latter, and I developed my theory whose aim is to shape the self-dependent idea, through my lessons of "Teaching method of the Japanese language". The following subjects were discussed during the lessons.

- 1) What is the desirable style of the Japanese language?
- 2) The classification of all the aspects of the language in our social lives.
- 3) The draft of our spiritual constitution.
- 4) Our own textbook of the Japanese language.

Those subjects were penetrated by the following ideas, that is; We hoped to have a desirable style of the Japanese language as a general proposition. But since our idea of it might be varied by our social and historical conditions, we have attempted to classify all the aspects of the language in our social lives. As a point of view of the classification was recognized corresponding to the conception of the world, we tried to make out a draft of our spiritual constitution. Based on the constitution, our creative activities of the textbook of the Japanese language were performed.

We must not only teach the fundamental knowledge, but also construct the self-dependent idea.